

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

兼 事業者説明会（児童福祉法関係）

日時：平成30年3月28日（水）

[① 9:30～12:30
② 13:30～16:30]

場所：相模原市民会館 3階 第1大会議室

次 第

内 容	資 料	担 当
あいさつ		
集団指導		
(1) 事業運営上の留意点について	【資料1】	障害政策課 指定・指導班
(2) 報酬請求事務の基本事項について	【資料2】	同上
制度改正について		
(3) 指定基準の一部改正について	【資料3】	障害政策課 指定・指導班
(4) 障害児通所支援事業等の改正について	【資料4－ 1・2】	同上
(5) 平成30年度報酬改定について	【資料5】	同上
(6) 日中短期入所事業及び移動支援事業の報酬 改定について	【資料6】	障害福祉サービス課 地域生活支援班
(7) 障害福祉サービスと介護保健サービスとの 適用関係について	【資料7】	障害福祉サービス課 認定・調整班
その他		
(8) 障害者虐待防止と対応について	【資料8】	障害政策課 指定・指導班
(9) 避難に関する情報等の入手方法について	【資料10－ 1・2】	緊急対策課
(10) その他連絡事項等	【資料11 以降】	障害政策課 指定・指導班
5. 閉会		

※自動車でご来場の方は裏面をご確認ください。

※集団指導出席者で市役所周辺施設駐車場をご利用の皆様へ

市役所周辺市施設駐車場は2時間を超えた場合は有料になりますが、集団指導へ出席した場合は無料となります。下記駐車場をご利用の場合は、駐車券を会場にご持参いただき、駐車券に印を押しますので、お帰りの際には下記の場所で認証を受けてください。※2時間までの利用は無料で、認証機による認証は不要です。

対象駐車場（4を除き、24時間利用可能）

1. 第1駐車場
2. 第2駐車場
3. 市体育館（市役所前）駐車場
4. ウェルネスさがみはら駐車場
5. 総合学習センター駐車場
6. 青少年相談センター駐車場
7. 環境情報センター・衛生試験所駐車場

2時間を超えた場合の料金

- ・ 午前8時～午後8時 60分 200円
- ・ 午後8時～午前8時 60分 100円
- ・ 土・日曜日、祝日等 当日1日最大 800円
(午前0時～翌午前0時の上限料金)

認証機設置場所

- ・ 市役所本館1階守衛室 24時間
- ・ ウェルネスさがみはら1階守衛室 24時間
- ・ 衛生試験所 午前8時30分から午後5時（土・日・祝日等は除く）
- ・ 青少年相談センター 午前8時30分から午後5時（土・日・祝日等は除く）
- ・ 総合学習センター 午前9時から午後10時（毎月第3木曜日は除く）

障害福祉サービス事業等の 運営上の留意点について



相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成30年3月28日

運営上の留意点について①



この資料は、平成25年度以降に相模原市が実施した障害福祉サービス事業所等に対する実地指導において、指摘が多かった事項等について記載しています。

なお、本資料は、各事業に共通した内容を記載していますが、一部サービス種別によっては該当しない項目もありますので、各サービスの指定基準等を参照してください。

また、今後、制度改正等が行われた場合などは、本資料の内容が変わることもありますので、運営上は常に市条例や関係法令等を確認してください。

※ 卷末の参考資料①及び②において、「事業所が遵守すべき基準」の名称を記載しています。

運営上の留意点について②



本資料では、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく下記サービス等について記載しています。説明項目の該当サービス等を下記の表の区分により表示している場合があります。

区分	サービス等名称
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
居住系	共同生活援助、自立訓練(宿泊型)
施設入所	障害者支援施設
障害児通所	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
障害児入所	障害児入所施設
相談支援	計画相談支援、地域相談支援(地域移行・地域定着)、障害児相談支援

【短期入所・相談支援を除く。】

1. 一般原則

基準条例等では、一般原則として、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画等の各事業の支援計画(以下「計画」という。)を作成し、この計画に基づき支援することとされています。

2. 計画の作成者

基準条例等において、「管理者は、サービス管理責任者等にサービスに係る計画の作成に関する業務を担当させるものとする」と規定されています。

※ サービス管理責任者等とは、サービス種類により、サービス提供責任者、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者などです。

3. 計画の作成の流れ

(1) 利用者のフェースシート等の作成

利用者の基本情報、家族構成、生活歴、障害の状況、健康状態や他の施設の利用状況などの情報を整理します。

(2) アセスメント

利用者の能力や置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行います。

また、実施に当たっては、利用者に面接して行いますが、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。

(3) 計画(原案)の作成

- ・ 利用者が自立した生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討します。
- ・ 計画には、利用者や家族の生活に対する意向や総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、提供するサービスの目標と達成時期、サービスを提供する上での留意事項などを盛り込みます。
- ・ 必要に応じて、他の福祉サービス等との連携を含めます。

(4) 計画(原案)の検討会議

サービス提供の担当者等で、検討会議を開催し、原案の内容について意見を求めるとともに、会議内容を記録します。

(5)説明と同意

利用者・家族へ内容を説明し、文書による同意を得ます。

(6)利用者への計画交付

利用者へ計画を交付します。

4. 計画の見直し

サービス管理責任者等は、計画の作成後も、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行わなければなりません。

(1)モニタリング

- ・利用者についての継続的なアセスメントを実施します。
- ・また、定期的に利用者と面接を行うとともに、モニタリングの結果を記録します。【訪問系を除く】

(2) 計画の見直し【訪問系を除く】

定期的に計画の見直しを行い、その結果を踏まえ必要に応じて計画の変更を行います。見直しの期間は、サービス等により次のように定められています。

◆計画の見直し期間

- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援
　少なくとも3か月に1回以上
- ・ その他のサービス
　少なくとも6か月に1回以上

(3) 計画変更の流れ

計画の変更を行う場合は、「3. 計画の作成の流れ」の(2)から(6)に準じた手続きが必要となります。

個別支援計画等について⑥



<留意点>

適切な計画の作成がなされていない場合、報酬の減算対象となります。

- ・ 計画の作成日、作成者が記載されていない事例があります。
 - ・ 必要な時期にモニタリングが行われていない事例があります。
 - ・ 担当者会議の記録が無い事例があります。
 - ・ サービス管理責任者等が一連の業務に関わっていない事例があります。
- ※ 利用者の状態等に変化が無い場合でも、いつの時点で確認した内容かが解るよう記録してください。
- ※ 相談支援事業所により、サービス等利用計画や障害児通所利用計画等が作成されている場合でも、サービス提供事業所における個別支援計画等の作成は必要となります。
- ※ 通常は、事業所内にて支援を行うことが前提となります BUT 支援上の必要から、施設外で支援を行う場合などは、運営規程や個別支援計画等において、その目的を位置づけ、モニタリングにおいて、その評価(効果)の実施が必要となります。

1. 重要事項の説明

サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等について説明を行い、利用申込者の同意を得なければなりません。

2. 利用契約書について

サービスの提供に当たっては、事業者は利用者との間で契約を行う必要がありますが、利用契約書の契約期間は、支給決定期間の範囲内でなければなりません。なお、契約書は2部作成し、1部を利用者等に交付し、双方が保管するようにしてください。

3. 受給者証

利用契約した利用者の事業者記入帳(緑色の冊子)の事業者記載欄へサービス内容、契約支給量、契約日を記載し、事業者確認印等を押印します。また、その写しを取り、隨時内容を確認できるよう管理します。

<留意点>

- ・契約書と重要事項説明書の内容が異なる事例があります。
- ・通常、事業所の契約当事者は、法人代表者となります。なお、18歳未満の利用者に関する契約の相手方は保護者となります。
- ・契約期間については、その期間満了後に自動更新する旨を規定する場合でも、引き続き支給決定がされることを条件とする記載が必要です。また、内容に変更がある場合には、再度契約を行う必要があります。

介護給付費等の額に係る通知

事業者が、法定代理受領により、市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を通知しなければなりません。

<通知に記載すべき内容>

- ・ 法定代理受領通知である旨の標記
- ・ 法人名、代表者名、事業所名
- ・ サービス提供年月日
- ・ 支給決定市町村名
- ・ 受領した給付費名(介護給付費、障害児通所支援給付費等)
- ・ 受領日、受領金額及び金額の内訳

※ 任意の様式で上記項目を盛り込んでください。

法定代理受領の通知②



<留意点>

- ・ 市町村から給付費を受領する前に通知している事例がありますが、必ず受領日(通常はサービス提供月の翌々月の15日)以降に通知してください。
- ・ 支払システムの帳票などを代用している事例がありますが、法定代理受領通知である旨の記載、受領日が記載されたものを通知してください。なお、補足資料として当該帳票などを交付することは差し支えありません。

従業者の勤務体制の確保等

事業者は、利用者に対し、適切な介護等を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

また、原則として事業所の従業者によって介護等を提供しなければなりません。

<留意点>

- ・ 勤務予定表を従業者に周知し、適切な支援ができるよう管理を行ってください。また、管理者についても勤務表を作成してください。
- ・ 勤務予定表を作成する際には、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等を明記してください。

勤務体制の確保等②



児童発達支援管理責任者の実務経験に関する経過措置

平成29年3月末時点で、すでに指定を受けている障害児通所支援事業所等において、旧基準により児童発達支援管理責任者として配置されている従業者は、経過措置として平成30年3月末日までは継続して配置が認められていますが、平成30年4月1日には、全ての児童発達支援管理責任者が新基準における実務経験者であることが必要です。

放課後等デイサービスの人員配置における経過措置

平成29年3月末時点で、すでに指定を受けている放課後等デイサービス事業所は、経過措置として、平成30年3月末日までは旧基準による人員配置が認められていますが、平成30年4月1日には、新基準による配置が必要になります。

旧	新
指導員又は保育士	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 上記に掲げる従業者の半数以上は児童指導員又は保育士

従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内での研修への参加の機会を計画的に確保しなければなりません。

<留意点>

- ・ 従業者の個別判断とし、研修の機会を付与していない事例があります。また、非常勤の従業者も対象となりますので、必ず研修を受講できるようしてください。
- ・ 従業者が研修を受けた場合は、その日付、内容、受講者名を記録し、この記録を元に次年度の計画を作成するなど、計画的に行ってください。
- ・ 運営規程に定めた研修を実施していない事例がありますので、研修計画を元に運営規程の内容を作成してください。

運営規程の概要等の掲示



掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければなりません。

<留意点>

- 冊子等を置いているのみで掲示していない事例がありますが、事業所内の見やすい場所へ重要な事項に関する事項を掲示するか、冊子を置いて閲覧とする場合は、「重要な事項等に関する冊子」が置いてある旨の掲示をしてください。
- 掲示すべき項目が不足している事例があります。
- 運営規程の内容を変更しているにも関わらず掲示内容を変更していない事例があります。

※ 契約書などと内容が異なっていないか、隨時、確認が必要です。

身分証等

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・訪問にて行う自立訓練・相談支援を行う事業者に限る】

従業者に身分を証する書類を携行させなければなりません。

<留意点>

- ・ 単に名札となっているだけで、事業者の印鑑等が押されていない事例があります。
- ・ 事業種別や事業の根拠法の記載がない事例があります。
- ・ 介護保険事業も併せて指定を受けている場合、介護保険事業に係る記載のみとなっている事例があります。

事故報告書①



事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、事業所の指定権を有する指定都市等、支給決定市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

<報告事項>

- ・死亡
- ・骨折や通院等を伴うケガ等
- ・誤嚥
- ・食中毒
- ・感染症
- ・所在不明
- ・利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- ・その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等

事故報告書②



<留意点>

- ・ 食中毒、感染症等の発生は、施設の半数以上又は10人以上が感染又は感染の恐れがある場合は報告の対象となり、併せて保健所への報告も必要です。
- ・ 状況確認等で時間がかかり、報告書の提出が遅れる場合は、電話で概要を報告するとともに、後日、事故報告書を提出してください。また、報告事項か判断に迷う場合は、ご相談ください。

事業者は、その提供した支援等に関する利用者又はその家族からの苦情へ迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情の内容等を記録しなければなりません。

＜留意点＞

- ・ 苦情解決責任者や苦情受付担当者を専任するとともに苦情窓口や受付方法などを整備し、利用申込時に周知しなければなりません。

- ・ 迅速な対応のため、苦情解決の手順等のルールを定めるとともに、従業者に周知してください。

※ 厚生労働省から「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」が示されています。(参考資料③)

- ・ 苦情をきっかけに、事業者側から合理的な理由が無いまま契約解除を持ちかけたりする事案がありますが、このような対応は問題を深刻化する原因となりますので、慎重かつ適切な判断を行ってください。

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるために、虐待の防止に関する責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等の必要な措置を講じなければなりません。

<留意点>

- ・ 運営規程に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を規定してください。
- ・ 重要事項説明書に、苦情解決体制、虐待防止等の人権擁護の取組等必要な事項を記載するとともに利用申込時に利用者へ周知してください。
- ・ 研修計画・ガイドライン作成等、虐待防止のための具体的な取組みを行ってください。

非常災害対策①



消防設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者へ周知徹底するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。また、訓練を実施した場合は、その概要等を記録してください。

<留意点>

- ・定期的な避難訓練等を実施した場合は、実施日、参加者及び実施内容を記録してください。
- ・新規指定を受ける際は、事前に建築・消防の各部局に相談し、指定日までに設備工事とその検査等が完了するよう調整を行ってください。なお、状況により指定日を延期する場合もあります。

※ 消防法の改正により、平成27年4月以降スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準が改正されています。

非常災害対策②



(非常災害対策計画の具体的な項目例)

- ・障害者支援施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒步等) 等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

非常災害対策③



水防法及び土砂災害防止法の改正について

水防法及び土砂災害防止法が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。

なお、根拠法令ごとに計画を作成する必要はないため、既存の非常災害対策計画へ水害や土砂災害対策を追加してください。

<避難確保計画の作成>

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、自衛水防組織の業務、そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項を定めた計画を作成してください。

<市町村長への報告>

避難確保計画を作成、変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告してください。

<避難訓練の実施>

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施してください。

報酬請求関係①



1 定員超過減算について【障害児通所】

定員超過に係る減算について、実利用者数が利用定員に対して一定割合超過した場合は減算となりますので、隨時、利用実績を確認し、減算対象となる超過がある場合は報酬を減算してください。

2 福祉専門職員等配置加算【障害児通所】

人事異動により配置が変更となる場合は、必ず算定要件を満たしているか確認が必要です。また、従業者の退職により、採用補充を行った場合でも、当該従業者の所持する資格により加算の区分が変更となったり、加算の対象外となる場合があります。

3 欠席時対応加算等【障害児通所】

欠席時の家族等との連絡調整や相談内容を記録していない場合は算定できません。欠席の理由、連絡調整や相談内容とともに連絡を受けた日時や従業者の氏名等を記録してください。

4 家庭連携加算【障害児通所(保育所等訪問を除く。)】

計画に位置付けがない場合は、算定できません。支援する予定の時間も含めた計画を作成し、保護者に同意を得たうえで、利用児及びその家族等に対する相談援助を行う必要があります。

5 その他

処遇改善加算をはじめとする届出が必要な加算について、届出がなされていないままで請求が行われている事例があります。届出の要否を確認のうえ、必要な届出を行ってください。

※ 各種加算の算定について、その算定要件を満たしていることが書面により確認できなければなりません。必ず記録を取るとともに保管してください。

1 放課後等デイサービス事業所に係る自己評価等について

指定放課後等デイサービス事業者は、次に掲げる事項について、自己評価を行うとともに、利用する障害児の保護者による評価を受け、改善について取り組んでください。また、おおむね1年に1回以上、上記の評価及び改善の内容をインターネット等により公表してください。

- (1)当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2)従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3)指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4)関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5)当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6)緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7)指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

2 利用者からの徴収金

利用者から「おやつ代」や「交通費」などの金銭の支払いを受ける場合は、事前にその内容を説明し、書面にて同意を得てください。

また、支払いを受けた場合、領収書を発行していない事例がありますが、必ず領収証を発行してください。

3 秘密保持等について

従業者は業務上知り得た個人情報等について、正当な理由なしに外部に漏らしてはいけません。また、従業者でなくなった後の秘密保持についても雇用時に取り決めるなど、必要な措置を講じなければなりません。

その他③



4 衛生管理等について

うがい・手洗いの徹底等により、施設内や利用者宅におけるインフルエンザや感染症等の予防に努めてください。

5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保及び風水害対策について

入所者及び利用者の安全確保のための緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、防犯措置の徹底に努めてください。また、水害・土砂災害時の安全確保のため、避難体制の整備等もお願いします。

6 変更届出等

管理者やサービス管理責任者等の変更等があった場合は、原則として10日以内に市へ届出なければなりません。

<留意点>

事業所の間取り(平面図)や電話番号等の変更届出がなされていない事例があります。

7 体制等届出

年度途中に加算が増える場合、届出の提出が、毎月15日以前ならば翌月から、毎月16日以降ならば翌々月から、加算が算定されます。

<留意点>

年度途中に加算が算定できなくなる場合、その事実が発生した日から加算を算定できません。

8 指定の更新について

指定障害福祉サービス事業所等の指定更新申請につきましては、ご予約のうえ、受付期間内に行ってください。指定障害福祉サービス事業所等は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うと規定されています。なお、障害福祉情報サービスかながわへ指定更新対象事業所等一覧を掲載しています。

9 業務管理体制の届出について

障害者総合支援法等の指定・許可を受けている事業所を運営する事業者は、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていることのほか、開設する事業所の数に応じて、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した法令遵守規程の整備、外部監査などによる業務執行の状況の監査など、業務管理体制を整備するとともに、その届出が義務付けられています。業務管理体制の届出を行っていない事業者については、速やかに届出先へ届け出でください。

その他⑥



業務管理体制届出先

事業者等の区分	届出先	
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	国(厚生労働省)	A
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	B
上記以外の事業者等	都道府県(Dを除く。) 指定都市等(全ての事業所等が一の指定都市等区域内にあるものに限る。)(Bを除く。)	C D

業務管理体制届出事項

対象となる事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名、主たる事業所の所在地、代表者の職氏名・生年月日・住所 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所数が20以上	上記に加え「法令遵守規定」の概要
事業所数が100以上	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

その他⑦



10 障害福祉情報サービスかながわのメール登録について

各事業所への事務連絡等を「障害福祉情報サービスかながわ」のメール配信機能により行うことがありますので、必ず事業所の代表窓口のアドレスを登録してください。

※ 各書式等については、下記ホームページに掲載しています。

○障害福祉情報サービスかながわ

<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

参考資料①(事業者が遵守すべき基準:指定編)



	サービス(施設)等名称	指定基準	最低基準
障害者総合支援法	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	【条例】相模原市指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第65号) 【条例】相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第66号) 【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)	【条例】相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第68号)
	障害者支援施設	【条例】相模原市指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第65号) 【条例】相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第67号) 【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日付け障発第0126001号)	【条例】相模原市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第71号)
	地域相談支援 (地域移行・地域定着)	【省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号) 【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第21号)	—
	計画相談支援	【省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) 【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第22号)	—
児童福祉法	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	【条例】相模原市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第72号) 【条例】相模原市指定通所支援等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第73号) 【解釈通知】児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)	【条例】相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	【条例】相模原市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第72号) 【条例】相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第74号) 【解釈通知】児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)	—
	障害児相談支援	【省令】児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号) 【解釈通知】児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)	—

参考資料②(事業者が遵守すべき基準:報酬編)



	サービス(施設)等名称	報酬告示	報酬留意事項
障害者総合支援法	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	障害者支援施設		
	地域相談支援 (地域移行・地域定着)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)	
	計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)	
児童福祉法	児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)	
	障害児童相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)	

※これらの基準以外にも厚生労働省からの通知やQ&Aにより基準の詳細が示されている場合も有ります。

○省令、告示、通知等:厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/index.html

○相模原市条例:相模原市ホームページ

http://www3.e-reikinet.jp/sagamihara/d1w_reiki/mokuji_bunya.html

障第4 5 2 号
 社援第1 3 5 2 号
 老発第5 1 4 号
 児発第5 7 5 号
 平成12年6月7日
 (一部改正)
 雇児発0307第1号
 社援発0307第6号
 老発0307第42号
 平成29年3月7日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
 厚生省社会・援護局長
 厚生省老健局長
 厚生省児童家庭局長

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年6月7日法律第111号)の施行に伴い、社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。

そこで、新たに導入される苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう、福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等について別紙のとおり指針を作成しましたので、貴管内市町村(指定都市及び中核市除く)及び関係者に周知をお願いします。

なお、当該指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、社会福祉法第65条の規定により、厚生大臣が利用者等からの苦情への対応について必要とされる基準を定めることとされたこと等に伴う対応については、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づく各施設の最低基準の改正等を検討しているところであり、追って通知する予定です。

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針

(対象事業者)

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を経営する者とする。
また、上記以外の福祉サービスを提供する者等についても、本指針を参考として、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。

1 苦情解決の仕組みの目的

- 自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である。
- このような認識に立てば、苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を経営する者の社会的信頼性の向上にもつながる。
- 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることが重要である。

2 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。

(2) 苦情受付担当者

- サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。
- 苦情受付担当者は以下の職務を行う。
 - ア 利用者からの苦情の受付
 - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
 - ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

○ 設置形態

- ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。
- イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。

○ 第三者委員の要件

- ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。
- イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(例示)

評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

○ 人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。

○ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任する。

(例示)

ア 理事会が選考し、理事長が任命する。

イ 選任の際には、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行う。

○ 職務

ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取

イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知

ウ 利用者からの苦情の直接受付

エ 苦情申出人への助言

オ 事業者への助言

カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言

キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

ク 日常的な状況把握と意見傾聴

○ 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

3 苦情解決の手順

(1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

(2) 苦情の受付

○ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を隨時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。

○ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。

ア 苦情の内容

イ 苦情申出人の希望等

ウ 第三者委員への報告の要否

エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否

○ ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(3) 苦情受付の報告・確認

- 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

- 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
 - 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
- なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。

(5) 苦情解決の記録、報告

- 苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。
- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。
 - イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
 - ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(6) 解決結果の公表

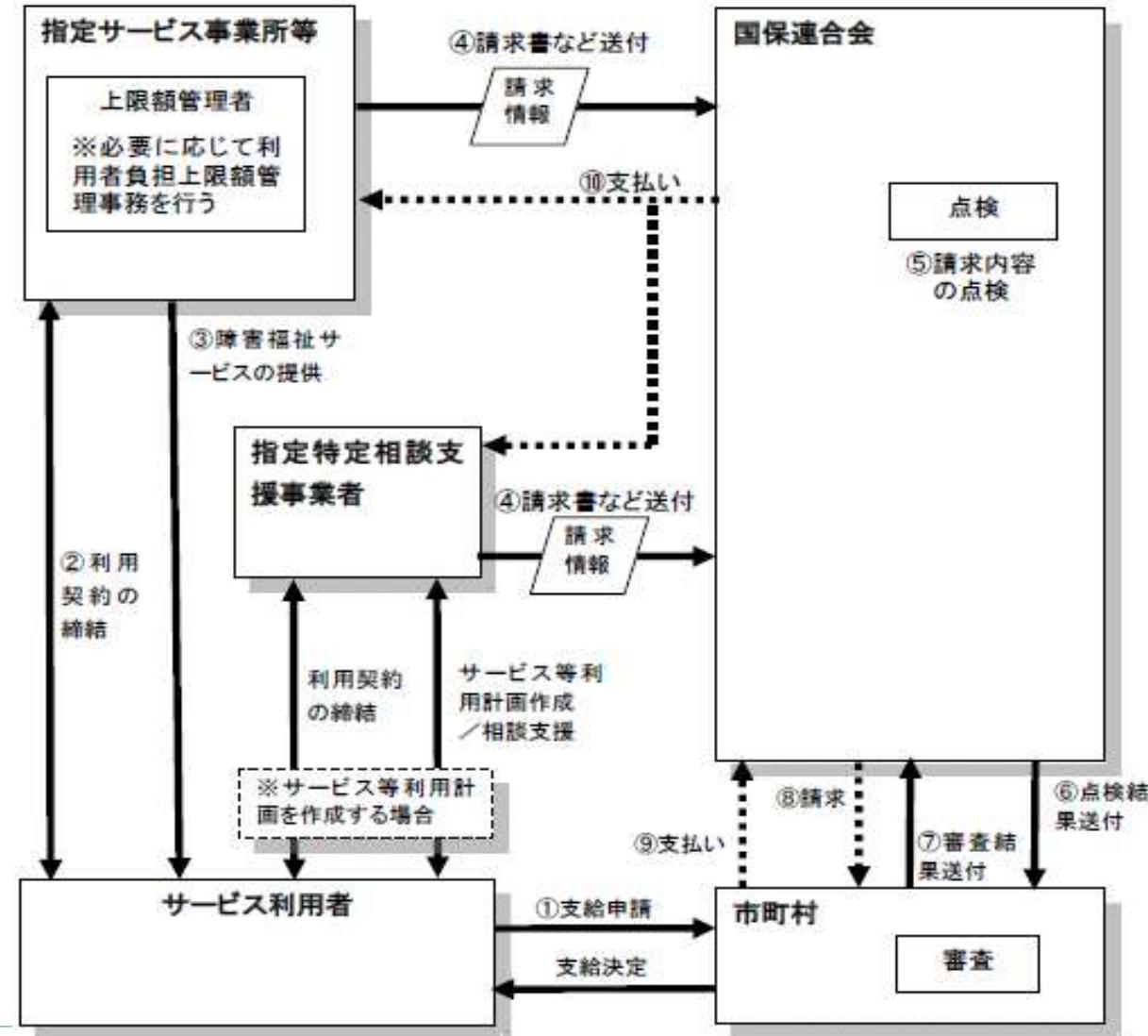
- 利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し、公表する。

報酬請求事務について (児童福祉法)

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成30年3月28日

1. サービスの基本的な流れ



2. 請求スケジュール①



(1) 請求 (毎月1日～10日)

前月サービス提供分と前月提出した過誤分の再請求
仮点検に間に合うように早めに請求情報を送信してください。

(2) 仮点検 (毎月5日～9日に1回～2回)

エラー及び警告を必ず確認してください。

(3) サービス提供実績記録票（写し）の提出（毎月15日まで）

市町村請求審査の根拠資料となるものです。（2in1や両面コピー可）

●サービス提供都度の確認印が押されていますか？確認してください。

●様式は「障害福祉情報サービスかながわ-書式ライブラリ-相模原市からのお知らせ」からダウンロード

●記入方法は厚生労働省ホームページを参照（次ページに見本を掲載）

2. 請求スケジュール②



潤水都市 さがみはら

(模式5)

平成〇〇年 4月分

放課後等ディサービス提供実績記録票

■旧様式からの変更点

定保護者氏名
喜兒氏名)

厚生 太郎
(厚生 花子)

事業所番号

0 0 0 0 0 0 1

契約支給量 放課後等デイサービス 20日／月

厚生労働省ホームページにある サービス提供実績記録票（記載例）

2. 請求スケジュール③



(4) 市町村審査 (毎月18日頃～25日頃)

- 請求内容を審査します。
- 請求内容について確認することがある場合には市担当者から各事業所へ連絡いたします。
- 毎月11日～審査期間に事業所での自己点検によって、当月請求に誤りがあることが判明した場合は請求を否決（なかったことに）にします。
まずはご連絡ください。

(5) 請求確定 (月末)

- **返戻情報等を必ず確認してください。**
- 当月・過去分の成立済請求に誤りがあることが判明した場合は過誤申立書をご提出ください。
(返戻となった請求については過誤申立ての必要はありません。)

3. エラー・警告発生時の対処方法①



サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	様式※レコード	項目名称	項目値	エラーコード	エラー内容
平成28年3月	141598	9123456789	K12 基本	受給者証番号	9123456789	EG13	資格:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

市町村番号、受給者証番号を再度確認
⇒受給者証(一)ページ

当該エラー(警告)は明細、実績等のどこに発生しているのか確認

どの項目にどのようなエラー(警告)が発生しているのかを確認

●簡易入力システム操作方法についてはまずはマニュアルをよく読みます。

※マニュアルは電子請求受付システムHPよりダウンロードします。

●システム操作方法について不明点がある場合は、簡易入力システムについては、電子請求ヘルプデスク（TEL03-5911-1559）に確認してください。

※業者作成ソフトについては、システム作成業者に問合せをしてください。

3. エラー・警告発生時の対処方法②



- 給付費の請求において、エラー・警告がでてしまう原因として、次の事項が多く見受けられます。

①受給者証記載事項の相違

市町村番号、受給者証番号、利用者負担上限月額、
支給決定サービス、支給決定期間、支給決定量、上限管理の有無

②支給決定更新手続の遅れ

→支給決定期間終了前に完了するべく利用者（保護者）
や各障害福祉相談課・保健福祉課に確認してください。

③体制届で届け出ている定員区分や加算の区分と違う区分で請求

例：〇〇加算Ⅰで届け出ているが、〇〇加算Ⅱで請求など
→届け出た内容を確認するとともに、報酬告示・報酬留意事項通知・
厚生労働省発出のQ&Aを読み、それを踏まえて請求してください。

4. 利用者負担上限額管理について①



- 利用者負担上限額管理（上限管理）は、利用者が複数事業所を利用する場合、各利用事業所の利用者負担額の合計が負担上限月額を超えないよう管理するものです。
- 他事業所の利用状況（利用事業所、サービス種類）を把握してください。
- 利用者負担上限月額が〇円以外の場合、上限管理が必要となる場合があるため、受給者証にて確認してください。
- 他事業所の利用も合わせて、利用者負担上限月額を超える利用者負担が発生しそうだが、受給者証に上限管理の記載がされていない場合には、利用者に上限管理手続きを促してください。手続きは、各障害福祉相談課・保健福祉課に「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」（各窓口課にて配布）を提出します。
- 上限管理対象となるサービス提供月の請求月に上限管理事業所が関係事業所と連絡・調整の上、利用者負担額を負担上限月額以下に管理した上、各事業所が請求を行ってください。
- 利用者負担上限管理結果票がデータ送信できなかった場合などは郵送にてサービス提供実績記録票と併せて提出してください

4. 利用者負担上限額管理について②



●きょうだい上限管理については、同一世帯に障害児が複数いる場合、利用者負担の対象となるのは保護者となるため、きょうだいの利用者負担額を
一体的に上限管理する必要があります。

基本的な事務の流れ・考え方は、通常の上限管理と同様となります。具体的な手続き・事務処理方法は障害福祉情報サービスかながわ（らくらく）HPの「相模原市からのお知らせ」に掲載している文書を確認してください。

また、きょうだいの上限額管理結果票については、電子請求のデータ送信ができないため、紙の書類を実績記録票とともに送付してください。

4. 利用者負担上限額管理について③



利用者負担額上限額管理加算の算定についてのQ&A

- ① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月
- ② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月
- ③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月



- ① 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。
- ② 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できる。
- ③ 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できる。

5. 市町村審査のポイント



このようなところを見ています。

- ・利用者負担上限月額を超過していないか
- ・上限額管理が正しく行われているか
- ・サービス提供量が決定支給量を超過していないか
- ・同一日において他事業所と重複する同一のサービス提供はないか
- ・請求内容は体制届と合っているか
- ・サービス提供実績記録票と請求内容に相違がないか

6. 過誤について①



成立済みの請求に誤りがあることが判明した際には過誤申立書の提出と、正しい内容での再請求が必要です。

(返戻となった請求については過誤申立ての必要はありません。)

- 提出期限：毎月末
- 様式：「障害福祉情報サービスかながわ-書式ライブラリ-相模原市からのお知らせ」から過誤申立書様式をダウンロード
- 提出方法：FAX・メール・郵送
- 請求システム操作：過誤申立書提出翌月の請求期間中に正しい内容での再請求をしてください。
- 過誤の単位：一人の利用者、一月、一つの事業所番号
→よって、ある月のうち1日だけ請求内容を間違えてしまった場合
でも、一月単位で請求内容を訂正しなければなりません。
また、月の全日について加算を付け忘れた等の場合、加算だけではなく、正しい請求内容（本体＋加算）として再請求してください。

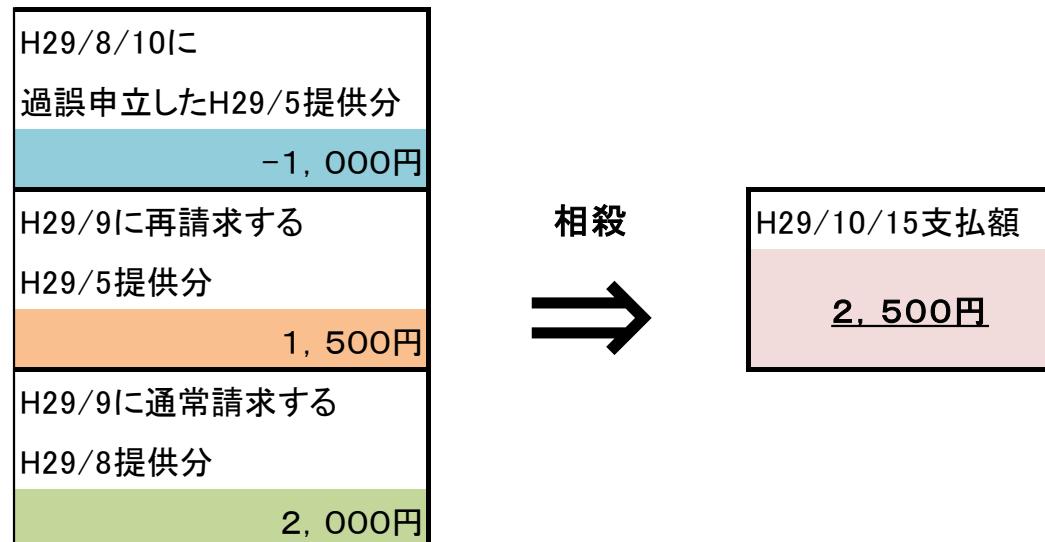
6. 過誤について②



- 複数事業所利用者で**上限管理があり**、自事業所の過誤により、他事業所の総費用額または利用者負担額に変動が生じる場合には、**複数事業所同時に過誤申立てが必要となります**。連絡調整をお願いします。
- 過誤処理の後は、過誤により発生した差額を翌月振込みとなる給付費から相殺します。相殺ができない場合は、市又は国保連から連絡します。

例)平成29年8月10日に平成29年5月提供分を過誤申立する場合

⇒取消処理と再請求は平成29年9月になり、
平成29年10月15日の支払で相殺されます。



7. 請求における注意事項



放課後等ディサービスの基本報酬における休業日について

- ・「休業日」とは、土、日曜日、夏期休業日等、教育委員会が定めた学校休業日を指します。
- ・運動会等の振替休日や、台風・インフルエンザ等の臨時休校も「休業日」にあたります。卒業児童については、卒業式翌日～3月末までの期間は「休業日」にあたります。
- ・事業所の中に、休業日に利用している障害児と授業終了後に利用している障害児がいる場合、個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後(休業日ではない)又は休業日の報酬を算定します。
- ・学校が休業日ではない日に、放課後等ディサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしません。

8. 審査支払事務の見直しについて①



2017年度障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

障害福祉サービス等の給付費等にかかる
審査支払事務の効果的、効率的な実施について
～2018年度実施(第一段階)分～

平成30年2月23日

公益社団法人国民健康保険中央会

※国保中央会資料抜粋

8. 審査支払事務の見直しについて②



POINT

- ・請求送信前のエラーチェックが強化されます。
- ・事業所台帳情報が参照できることで、届出との確認がシステムでできるようになります。
- ・チェック要件の見直しや、チェック項目の追加により、より細かいチェックがされるようになります。
- ・明らかにデータ間に不整合があるものについて、警告からエラーへ移行されます。また、警告の区分に「警告（重度）」が追加されます。
- ・きょうだいの上限管理について上限額管理結果票をシステムで送付できるようになります。

※現時点で発表されているものであり、今後変更される可能性があります。

※資料は国保中央会HPよりダウンロードしてください。

URL : https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html

9. 報酬改定について①



【障害児通所支援】

○共通

- ・医療的ケア児への支援の充実、事業所内相談支援加算や関係機関連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の新設など

○児童発達支援

- ・基本報酬の区分の創設など

○放課後等デイサービス

- ・基本報酬の区分の創設など

○保育所等訪問支援

- ・初回加算や家庭連携加算の新設、同一日の複数支援の減算の見直しなど

【障害児入所支援】

- ・手厚い人員配置を評価する加算の新設、見直しなど

【障害児相談支援】

- ・相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定、基本報酬の見直し、初回加算やサービス提供時モニタリング加算など加算の新設など

9. 報酬改定について②



※今回の資料は一部抜粋したものであり、平30年度報酬改定については、
これ以外に変更が多くありますので、
報酬改定の概要については、厚生労働省のHPでご確認ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000193399.html>

今後も厚生労働省HPや障害福祉情報サービスかながわなどで、こまめに情
報収集をして頂くようお願いします。

10. その他



高額障害福祉サービス等給付費等について

上限管理をした後も、なお利用者負担額が過大となる場合は、（同一世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合、一人が異なる制度のサービスをまたがって利用した場合等）世帯の負担軽減を図るため、利用者からの申請に基づき給付費を支給するものです。

利用者様の障害福祉サービス利用状況に照らして、確認を促してくださいますようお願いします。

11. 平成30年度の地域区分について



サービス等種別	平成29年度	平成30年度
<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス・障害者支援施設・地域相談支援・計画相談支援	4級地	<u>4級地</u>
<ul style="list-style-type: none">・障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援 <p>※旧児童デイ(経過措置終了)</p>	4級地	<u>4級地</u>

メモ



○ 地域区分の見直しによる報酬 1単位単価の見直し（障害児サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

＜現行＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	医療型児童発達支援（含：指定発達支援医療機関）	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
放課後等デイサービス		10円							
福祉型	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
	(新設)								
	保育所等訪問支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援		10円							
医療型（含：指定発達支援医療機関）	自閉症児の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	肢体不自由児の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	重症心身障害児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	障害児相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

＜平成30年度以降＞

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	医療型児童発達支援（含：指定発達支援医療機関）	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
放課後等デイサービス		10円							
福祉型	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円
	居宅訪問型児童発達支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	保育所等訪問支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
障害児入所支援		10円							
医療型（含：指定発達支援医療機関）	自閉症児の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	肢体不自由児の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	重症心身障害児の場合	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
	障害児相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

指定基準の一部改正について



相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成30年3月24日・27日・28日

1. 主な改定内容



障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

2. GHの新たな類型の創設



○共同生活援助事業の類型

- ・包括型
- ・外部サービス利用型
- ・日中サービス支援型

平成30年4月1日
から新設

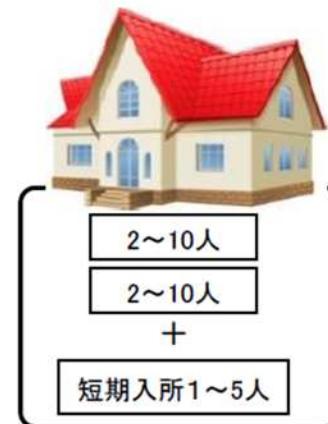
～ 主な内容 ～

- 障害者の重度化・高齢化に対応するため、従来の共同生活援助よりも手厚く世話を配置することにより、常時入居者に対し支援を行う。

↑
5:1、4:1及び3:1

- 1つの建物への入居を20名まで認める。

- 短期入所の併設を必置とする。



3. 自立生活援助の創設①



対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

支援内容

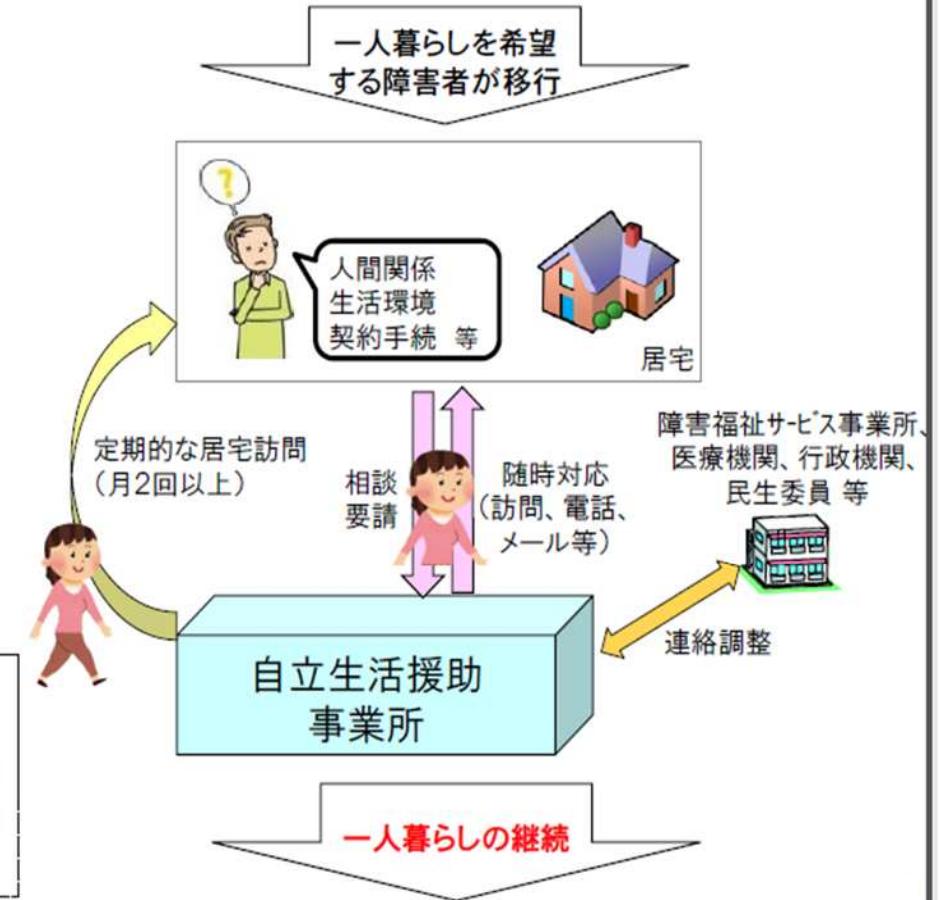
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定

施設 GH 病院 等



3. 自立生活援助の創設②



【職員配置】

○サービス管理責任者

利用者の数が30人以下…1人

利用者の数が31人以上…1に、利用者の数が30を超えて
30又はその端数を増すごとに
1を加えて得た数以上

○地域生活支援員

1人の地域生活支援員が支援する利用者数は標準として25人

【基本報酬】

○基本報酬は月額となり、包括的にサービスを評価する体系。

○定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。

4. 居宅訪問型児童発達支援の創設①



対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

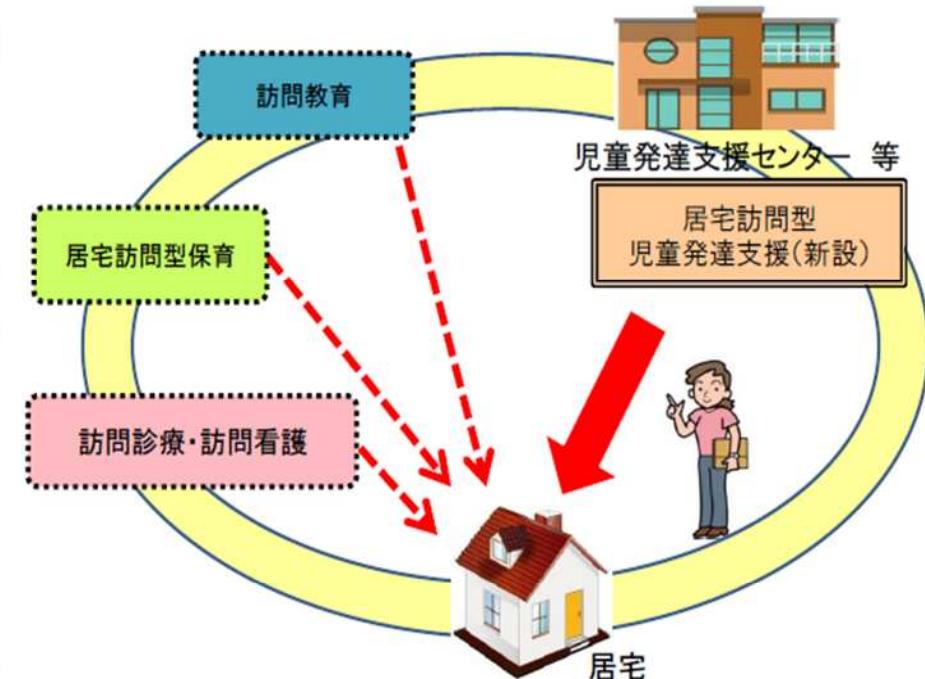
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

4. 居宅訪問型児童発達支援の創設②



【職員配置】

○児童発達支援管理責任者 1以上

○訪問支援員

事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員

若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者

【基本報酬】

○基本報酬は1回当たりの支援に係る費用を算定する。

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)

988単位

5. 就労定着支援の創設①



対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握とともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

関係機関

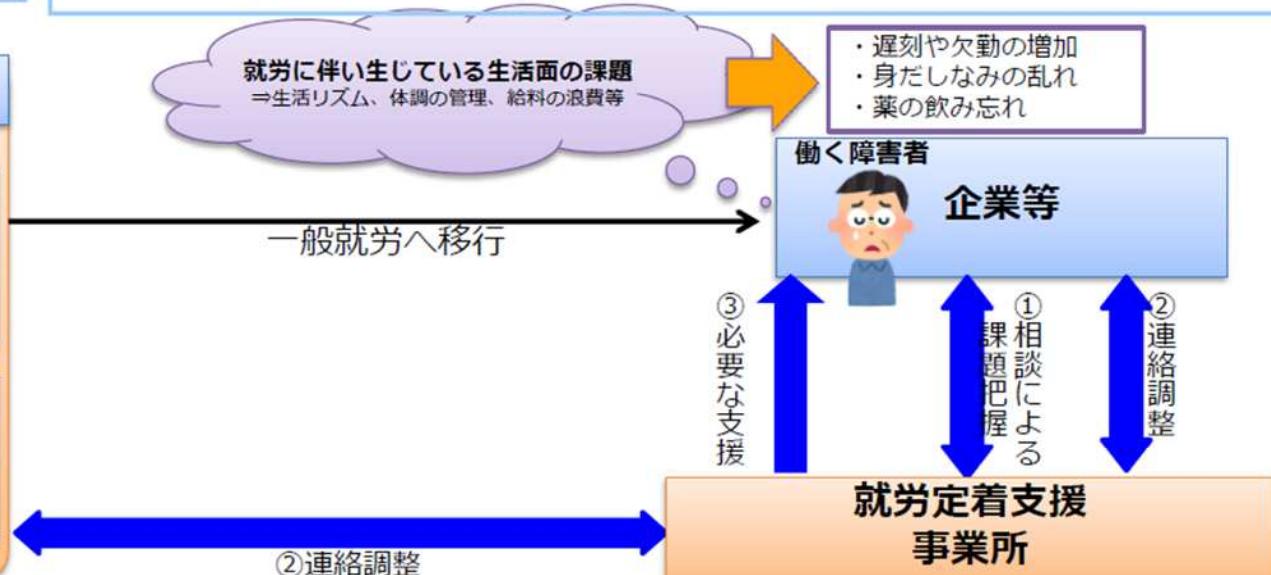
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所（A、B）
生活介護
自立訓練

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。

就労定着支援サービス費 3,200単位／月（就労定着率9割以上）※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算



5. 就労定着支援の創設②



【職員配置】

○サービス管理責任者

利用者の数が60人以下…1以上

利用者の数が61人以上…1に、利用者の数が60を超えて
40又はその端数を増すごとに
1を加えて得た数以上

※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援、又は
就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの
利用者の合計数に応じて配置する。

○就労定着支援員

常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上

【基本報酬】

○基本報酬は月額となり、包括的にサービスを評価する体系。

○就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

6. 福祉型強化短期入所サービス費の創設



- ・福祉型短期入所サービス費
 - ・医療型短期入所サービス費
 - ・共生型短期入所サービス費
 - ・基準該当短期入所サービス費
- ・**福祉型強化短期入所サービス費**
 - ・医療型特定短期入所サービス費

【職員配置】

○併設型・空床型

現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合には、**看護職員を常勤で1人以上**配置する。

○単独型

現行の区分に加えて、**看護職員を常勤で1人以上**配置する。

7. 放課後等デイサービスの経過措置について



人 員 基 準	管理者
	児童発達支援管理責任者
	<u>児童指導員</u> ※
	保育士
	障害福祉サービス経験者
	機能訓練担当職員

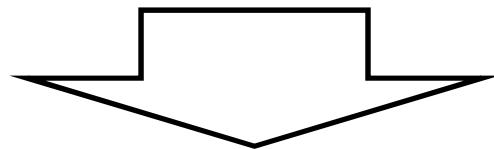
- ※ 児童指導員の配置については、平成29年3月31日以前に事業を開始した事業所を対象にした経過措置が終了。
- ※ 従来の指導員は、「指導員加配加算」の評価対象となる。

8. 保育所等訪問支援の対象拡大について



○訪問先となる対象施設の拡大

- ・保育所 ・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定)
- ・小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) ・特別支援学校
- ・認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定)
- ・その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設



- ・乳児院 ・児童養護施設
- ・保育所 ・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定)
- ・小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) ・特別支援学校
- ・認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定)
- ・その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設

障害福祉サービス等情報公表制度について

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成30年3月24日・27日・28日

【背景・目的】

- ・障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択する必要がある。
- ・事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

⇒事業者の障害福祉サービス等情報を公表する仕組みを創設し、
利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資する。
(障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律)

【運用方法】

- ・WAMNET(独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト)上で、「障害福祉サービス等情報公表システム」の運用が開始されることで、法人および事業者情報が全国一斉に公表される。

⇒平成30年9月の一斉公表に向けて各法人は「情報公表システム」にアクセスし、各情報を登録した上で、指定自治体から承認を得る必要がある。

2 今後の業務フロー(予定)



【STEP1 事業者等の基本情報登録】2月実施済み

- ・指定自治体へ事業者等のメールアドレス等情報を回答する。

※未実施の事業者等は、以下を確認の上、至急対応をお願いいたします。

障害福祉情報サービスかながわ→【書式ライブラリ】→【4. 相模原市からのお知らせ】
→【1. 相模原市からのお知らせ】→【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う
連絡先メールアドレスの提出について（依頼）】

【STEP2 事業所情報入力・報告、承認】平成30年4月～8月

- ・STEP1にて登録した事業者等のメールアドレス宛に「情報公表システム」から、システムログインID・パスワードが送付される。
- ・情報公表システムにログインし、事業所の詳細情報を入力・報告する。
⇒指定自治体が内容を確認し、承認を行う。

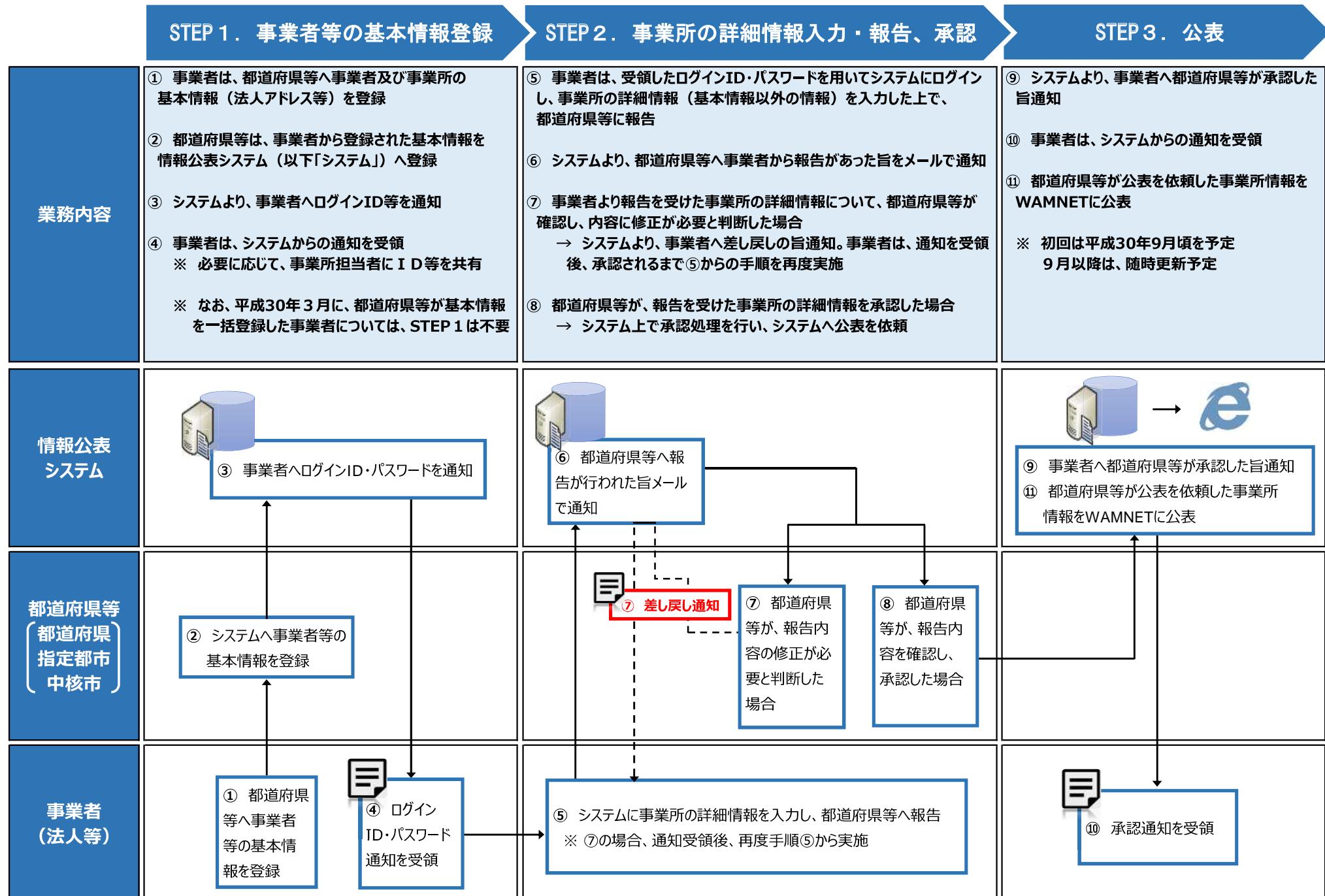
【STEP3 公表】平成30年9月～

- ・事業所情報が、WAMNET上に公表される。

※初回は平成30年9月頃を予定。9月以降は随時更新される予定。

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2



サービス管理責任者、 児童発達支援管理責任者の要件等について

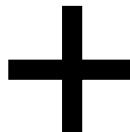
相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成30年3月28日

【要件】

サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者として従事できるもの

実務経験



研修の修了

- ★本体研修
- ★補足研修

【研修要件に関する経過措置の延長】

新規指定の事業所については、平成30年3月31日までの間、指定を受けてから1年間に限っては、実務経験の要件を満たしていれば研修要件を満たしているものとみなしていましたが、この経過措置が平成31年3月31日まで延長となります。

なお、研修要件を満たしていない経過措置の対象者については、引き続き、期日までに研修を修了するよう、対応を行ってください。

平成30年度報酬改定について



相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

平成30年3月24日・27日・28日

1. 主な改定内容について

- 障害福祉サービス等における横断的事項
- その他

2. 体制届の提出について

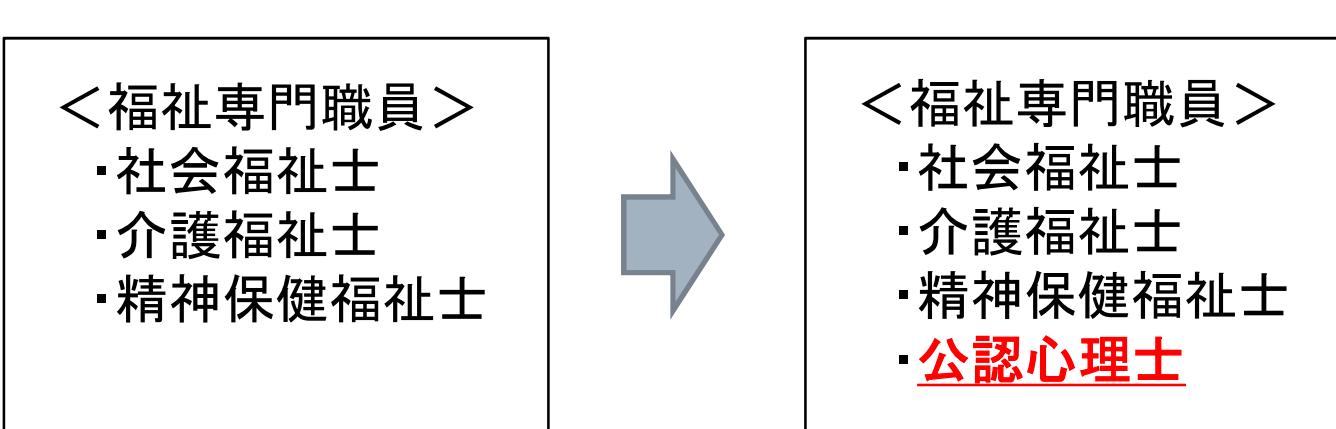
1. 主な改定内容について①



【障害福祉サービス等における横断的事項】

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。



※療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が対象

1. 主な改定内容について②



(2)各種減算の見直し

障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。

- サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
- サービス管理責任者(又は児童発達支援管理責任者)欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
- 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

1. 主な改定内容について③



(3)食事提供体制加算の経過措置の取扱い

平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

1. 主な改定内容について④



(4)送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

生活介護、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援が対象

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算（Ⅰ）	27単位／回	21単位／回
送迎加算（Ⅱ）	13単位／回	10単位／回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下（15,600円→11,800円：▲24.4%（月額）民間調査）。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位／回	28単位／回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。
※ 全体の1／3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

1. 主な改定内容について⑤



(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受け入れの促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等(以下「医療観察法対象者等」という。)の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

«社会生活支援特別加算【新設】» 480単位／日

1. 主な改定内容について⑥



(6)福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

○福祉・介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

※福祉・介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日(今後、決定される)までの間に限り算定することとする。

1. 主な改定内容について⑦



(7)身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等が対象

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》5単位／日

1. 主な改定内容について⑧



【その他】

【訪問系】

○居宅介護

- ・同一建物等の利用者等に提供した場合の減算など

○重度訪問介護

- ・訪問先の拡大など

○同行援護

- ・基本報酬の見直しなど

【日中活動系】

○生活介護

- ・短時間利用減算、就労移行支援体制加算の新設など

○短期入所

- ・利用日数の適正化など

1. 主な改定内容について⑨



【訓練系サービス】

○自立訓練(機能訓練・生活訓練)

- ・対象者の見直し、特別地域加算の新設、就労移行支援体制加算の新設など

【就労系サービス】

○共通

- ・施設外就労に係る加算の要件緩和など

○就労移行支援

- ・一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定、通勤訓練加算の新設など

○就労継続支援A型

- ・平均労働時間に応じた基本報酬の設定、就労移行支援体制加算の見直しなど

○就労継続支援B型

- ・平均工賃額に応じた基本報酬の設定、就労移行支援体制加算の見直しなど

1. 主な改定内容について⑩



【施設系・居住系】

○施設入所支援

- ・夜勤職員配置体制加算の見直しなど

○共同生活援助

- ・基本報酬の見直し、自立生活支援加算の見直しなど

【相談系】

○計画相談支援・障害児相談支援

- ・相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定、基本報酬の見直し(計画相談支援)、初回加算(計画相談支援)やサービス提供時モニタリング加算などの新設など

○地域移行支援

- ・地域移行実績や専門職の配置等の評価など

○地域定着支援

- ・深夜における電話による支援の評価

1. 主な改定内容について⑪



【障害児通所支援】

○共通

- ・医療的ケア児への支援の充実、事業所内相談支援加算や関係機関連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の新設など

○児童発達支援

- ・基本報酬の区分の創設など

○放課後等デイサービス

- ・基本報酬の区分の創設など

○保育所等訪問支援

- ・初回加算や家庭連携加算の新設、同一日の複数支援の減算の見直しなど

【障害児入所支援】

- ・手厚い人員配置を評価する加算の新設、見直しなど

1. 主な改定内容について⑫



(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置7. 5 : 1 定員20人以下>		
改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置7. 5 : 1 定員20人以下>		
改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8%
(平成28年度決算)
- | | 平均工賃月額 |
|-----|---------|
| 全体 | 15,033円 |
| 中央値 | 12,238円 |

1. 主な改定内容について⑬



(3) 利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

[現行の基本報酬の例]

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



[見直し後の基本報酬の例]

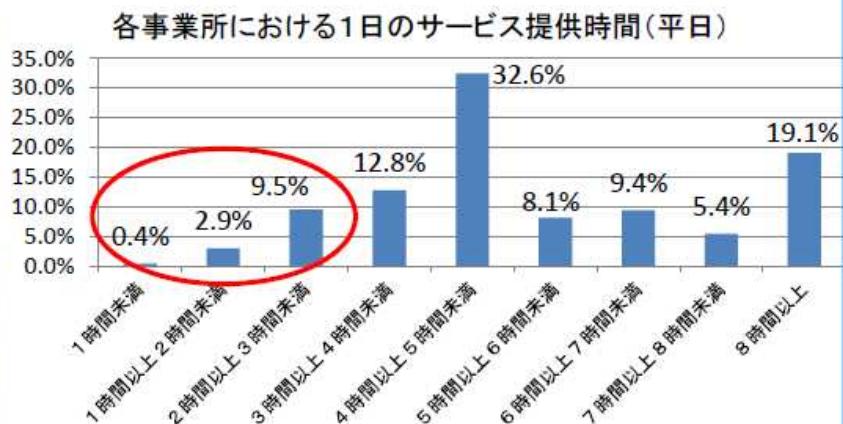
- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合

	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合

区分	指標該当	それ以外
	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組込み



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位／日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位／回 等

1. 主な改定内容について⑯



3. 基本報酬の見直しに係る相模原市の対応について

「1. 基本報酬の見直し」に記載のとおり、放課後等ディサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定する必要があり、障害児の指標該当の有無については、市で判定を行います。

平成30年4月以降に支給決定を行う場合は、指標該当の有無を通所受給者証に記載しますが、既に支給決定を受けている場合においては、受給者（支給決定保護者）あてに指標該当の有無について4月初旬に通知を送付する予定になりますので、当該通知について確認をお願いします。

《指標該当の有無の確認方法》

支給決定の時期	指標該当有無の確認方法
既に支給決定を受けている場合	通知（受給者宛）
平成30年4月以降に支給決定を受ける場合	通所受給者証（受給者に交付）

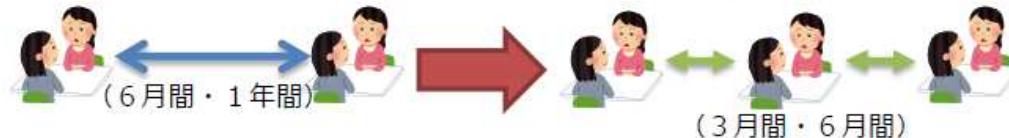
1. 主な改定内容について⑯



(4) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位／月		特定事業所加算（Ⅰ） 500単itsu／月 特定事業所加算（Ⅱ） 400単itsu／月 等
-----------------	--	--



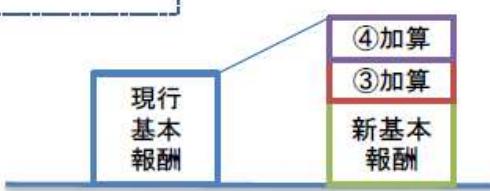
④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等 7項目)

- 初回加算 300単位／月
- 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月 等

⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。



1. 主な改定内容について⑯



(参考)

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の児童障害者福祉支援サービス	集中的支援が必要な者 【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	1月間	1月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	－	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
	【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

1. 主な改定内容について⑯



本日ご説明させていただいた内容は、改定内容の一部です。

報酬改定の概要については、厚生労働省のHPをご確認ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000193399.html>

また、報酬告示（平成18年告示第523号他）公布や、報酬に関する関係通知及びQ & Aなどの発出が3月下旬に予定されていますので、必ずご確認ください。

今後も厚生労働省HPや障害福祉情報サービスかながわなどで、こまめに情報収集をして頂くようお願いします。

2. 体制届について



障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、通常4月から加算等の算定を開始する場合、3月15日までに届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成27年度報酬改定のときと同様、以下の提出期限までに届出があったものには、4月1日に遡って算定が可能とする。

【提出期限】

平成30年4月13日(金) 必着

※郵送での提出も可能ですが、4月13日(金)までに必ず届くように発送してください。

【提出様式】

様式は、平成30年4月2日(金)に「障害福祉情報サービスかながわ」へ掲示予定

【提出先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課 指定・指導班

移動支援事業及び日中短期入所事業 の報酬改定について

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害福祉サービス課

平成30年3月24日・27日・28日

(1)平成30年度の移動支援事業の報酬改定について

1. 報酬単位 ⇒ 現行のとおり

平成29年度の報酬単位は同行援護に準じていたが、平成30年度に同行援護の報酬体系が大幅に変更になるため、報酬の在り方の検討を行うこととしており、平成30年4月からの移動支援事業の報酬単位については、加算を含めて、現行の報酬単位のとおりとする。

なお、報酬の在り方の方向性が決まり次第、隨時、見直しを予定。

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分まで	256単位	105単位
30分を超え 1. 0時間まで	405単位	199単位
1. 0時間を超え 1. 5時間まで	589単位	278単位
1. 5時間を超え 2. 0時間まで	672単位	348単位
2. 0時間を超え 2. 5時間まで	755単位	418単位
2. 5時間を超え 3. 0時間まで	839単位	488単位
3. 0時間経過以降	30分ごとに83単位	30分ごとに70単位

2. 1単位の単価 ⇒ 平成30年度の地域区分のとおり改定

級地区分	平成29年度	平成30年度
1級地	11.08	11.20
2級地	10.90	10.96
3級地	10.72	10.90
4級地	10.60	10.72
5級地	10.36	10.60
6級地	10.18	10.36
7級地	—	10.18
その他	10	10

(2)平成30年度の日中短期入所事業の報酬改定について

1. 報酬単位 ⇒ 平成30年度の短期入所の報酬単位に準じて改定

平成30年4月からの報酬単位は、別表のとおり。

今後、報酬の在り方を検討し、方向性が決まり次第、隨時、見直しを予定。

2. 1単位の単価 ⇒ 平成30年度の地域区分のとおり改定

級地区分	平成29年度	平成30年度
1級地	11.08	11.20
2級地	10.90	10.96
3級地	10.72	10.90
4級地	10.60	10.72
5級地	10.36	10.60
6級地	10.18	10.36
7級地	—	10.18
その他	10	10

○平成30年度の日中短期入所事業の報酬単位表

【① 障害者への支援に対する報酬単位】

平成30年度の短期入所(福祉型短期入所サービス費(Ⅰ))に準じて報酬を改定

対象者	区分	平成29年度	平成30年度
区分6	4時間まで	223単位	224単位
	4時間を超えて8時間まで	446単位	448単位
	8時間を超える場合	669単位	672単位
区分5	4時間まで	190単位	191単位
	4時間を超えて8時間まで	379単位	381単位
	8時間を超える場合	569単位	571単位
区分4	4時間まで	157単位	158単位
	4時間を超えて8時間まで	313単位	315単位
	8時間を超える場合	470単位	472単位
区分3	4時間まで	141単位	142単位
	4時間を超えて8時間まで	282単位	283単位
	8時間を超える場合	423単位	424単位
区分2 区分1 非該当	4時間まで	123単位	124単位
	4時間を超えて8時間まで	246単位	247単位
	8時間を超える場合	369単位	371単位
食事提供加算	1日につき	48単位	48単位
送迎加算	1回（片道）につき	54単位	54単位

【② 障害児への支援に対する報酬単位】

平成30年度の短期入所(福祉型短期入所サービス費(Ⅲ))に準じて報酬を改定

対象者	区 分	平成29年度	平成30年度
区分3	4時間まで	190単位	191単位
	4時間を超えて8時間まで	379単位	381単位
	8時間を超える場合	569単位	571単位
区分2	4時間まで	149単位	150単位
	4時間を超えて8時間まで	298単位	299単位
	8時間を超える場合	447単位	448単位
区分1	4時間まで	123単位	124単位
	4時間を超えて8時間まで	246単位	247単位
	8時間を超える場合	369単位	371単位
食事提供加算	1日につき	48単位	48単位
送迎加算	1回（片道）につき	54単位	54単位

障害福祉サービスと介護保険サービス の適用関係について



相模原市 健康福祉局 福祉部 障害福祉サービス課

平成30年3月24日・27日・28日

1. 基本的な考え方について

2. 相模原市における取扱いについて

1. 基本的な考え方について(国の考え方)



(1) 優先順位

介護保険サービス(総合事業含む。以下同じ。)と障害福祉サービスとの適用関係については、介護保険サービスが優先される。

基本的な考え方は以下のとおり。

○ 優先される介護保険サービス

- ・ 介護給付、予防給付及び市町村特別給付又は地域支援事業（第一号事業に限る）
- ・ これらの介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される

○ 介護保険サービス優先の捉え方

- ・ 障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴取りにより把握の上、必要とする支援内容について介護保険サービスにより提供を受けることが可能か否かを適切に判断する
- ・ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものが無い障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する

(3) 申請勧奨

介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険の要介護認定等の申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請勧奨をする。

1. 基本的な考え方について(国の考え方)



(2) 具体的な運用

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費又は訓練等給付費を支給することはできないが、当該サービスの利用について介護保険サービスが受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である。

具体的には次のとおり。

- ・ 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付のみによって確保することができないものと認められる場合は、その限りにおいて介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である。
- ・ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する事が困難と市町村が認める場合は、当該事情が解消するまでの間に限り、介護給付費又は訓練等給付費を支給して差し支えない。
- ・ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険の要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

2. 相模原市における取扱いについて



平成30年4月より現行の取扱いを変更し、以下のとおり適用関係等を整理しました。

(1) 居宅介護、重度訪問介護

《支給基準》

- (ア) 障害に起因して介護が必要な者であって、介護保険サービスのみでは必要と認められる支給量が確保できない者(介護保険の上位介護度への変更を優先する)
- (イ) 65歳に到達する前より障害福祉サービスを利用している者であって、65歳到達後、介護保険サービスのみでは必要と認められる支給量が確保できない者(2号被保険者においては、40歳に到達する前又は、16の特定疾病に該当する前より障害福祉サービスを利用していた者)
- (ウ) 見守りを含む支援や代読・代筆等の障害固有の支援が必要な者

《標準的な対象者像》

- ・ (ア) 及び(イ)について
 - ① 重度の全身性障害者(脳性麻痺、脊髄損傷、筋ジストロフィー、ALS等)
 - ② 重度の視覚・知的・精神障害者
 - ③ ①又は②に該当しない要支援1・2の者(総合事業対象者を含む、通院等介助に限る)
- ・ (ウ)について
 - ① 重度の全身性障害者又は、知的障害者若しくは精神障害者であって、重度訪問介護の対象となる者
 - ② 視覚障害者

※難病等の者については、上記対象者像に準ずる者が対象

2. 相模原市における取扱いについて



※「重度」の基準は以下のとおり

- ・身体障害者⇒身体障害者手帳1級又は2級
- ・知的障害者⇒IQ35以下(概ね療育手帳A1又はA2)
- ・精神障害者⇒精神保健福祉手帳1級

《基準上限支給量(月)》

・(ア)の場合

○身体介護又は通院等介助を利用する場合

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
時間数	4時間	5時間	7時間	13時間	20時間	29時間

○家事援助を利用する場合

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
時間数	8時間	10時間	14時間	26時間	40時間	58時間

○重度訪問介護を利用する場合

障害支援区分	区分4	区分5	区分6
時間数	69時間	87時間	126時間

※ 居宅介護と重度訪問介護は原則として併給はしない

※ 要支援1・2の者(総合事業対象者を含む)で通院等介助を利用する場合は20時間とする

・(イ)の場合

介護保険サービス移行前に利用していた支援量が確保できる支給量

・(ウ)の場合

家事援助を利用する場合 ⇒ 5時間

重度訪問介護を利用する場合 ⇒ (ア)、(イ)の場合と同じ

2. 相模原市における取扱いについて



※(ア)、(ウ)の時間数について最大で以下の数字を乗じて得た時間数を加算することができる

対象者の状況等	加算単位
単身世帯で多くの支援が必要な場合	0.5
準単身世帯で多くの支援が必要な場合	0.25
身体・行動特性により多くの支援が必要な場合	0.25
視覚障害者で視覚情報の制約により多くの支援が必要な場合	0.25

《支給決定における勘案事項(一部)》

- ・標準的な対象者像に合致しているか(単に加齢に伴うものではなく、重度の障害等により、障害福祉サービスを利用することが必要な者であるか)
- ・必要不可欠なサービスであるか
- ・障害福祉サービスでなければ不足分を補えない内容であるか
- ・基準上限支給量(想定含む)の範囲内であるか

※標準的な対象者像に合致しない場合や、基準上限支給量を超える申請の場合は、通常の支給決定より、期間を要する場合があります

2. 相模原市における取扱いについて



(2) 生活介護、短期入所、共同生活援助

《支給基準(基本的な考え方)》

障害特性・生活状況・必要な支援内容等により、適當と認められる支援や支給量が介護保険サービスによって確保することができないと認められる者

《標準的な対象者》

・生活介護

⇒原則として、65歳以前より生活介護・就労継続支援B型等の日中活動系サービスを利用していた者

(2号被保険者においては、40歳に到達する前又は、16の特定疾病に該当する前より生活介護・就労継続支援B型等の日中活動系サービスを利用していた者)

・短期入所

⇒①介護保険サービスを利用できない特段の理由がある者(障害の状況により施設側の受け入れが不可等)

②2号被保険者(40~64歳)で本人・家族等が障害福祉サービスの利用を希望し、その必要性が認められる者

・共同生活援助

⇒障害固有のニーズにより、認知症型グループホームや特別養護老人ホーム等の介護保険サービスでは必要な支援が確保できないと認められる者

2. 相模原市における取扱いについて



《基準上限支給量(月)》

- ・生活介護

- ⇒原則の日数(当該月の日数-8日)

- ・短期入所

- ⇒7日

- ・共同生活援助

- ⇒当該月の日数

(3)その他

- ・障害福祉サービス固有のサービス(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)については、必要に応じて支給可能。

- ※それぞれのサービスごとに対象者要件等があることに注意

- ・施設入所支援及び療養介護は介護保険適用除外施設であるため、65歳到達後でも引き続き利用可能
(2号被保険者においては、40歳に到達する前又は、16の特定疾病に該当する前より利用していた者)

- ・介護保険制度非該当の場合や、身近に事業所がない・定員に空きがない等の場合は個別判断となる

メモ





指定障害児通所支援事業者等 集団指導 障害児の虐待防止と対応

相模原市 健康福祉局 福祉部障害政策課
平成30年3月28日(水)

障害児の虐待防止に関する法律の整理

<児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)...平成12年11月施行>

- ・児童虐待の定義: 保護者がその監護する児童について行う虐待の行為。(保護者:親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)
- ・虐待の類型: ①身体的虐待 ②ネグレクト(保護の怠慢、養育の放棄) ③心理的虐待
④性的虐待

<(改正)児童福祉法…平成21年4月施行>

○被措置児童等の虐待防止のための枠組み

◆ **被措置児童等…**

①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童

- ・小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設

- ・障害児入所施設、指定医療機関

②一時保護(委託)された児童

◆ 施設職員と施設長…

- ① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

＜障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）…

平成24年10月施行＞

○障害福祉施設従事者等による障害者虐待

● 該当するサービス等

・障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

・居宅介護、短期入所、移動支援事業等

★ 障害児に対する虐待を発見した者の速やかな通報(通告)義務

各法共通の虐待防止の対応

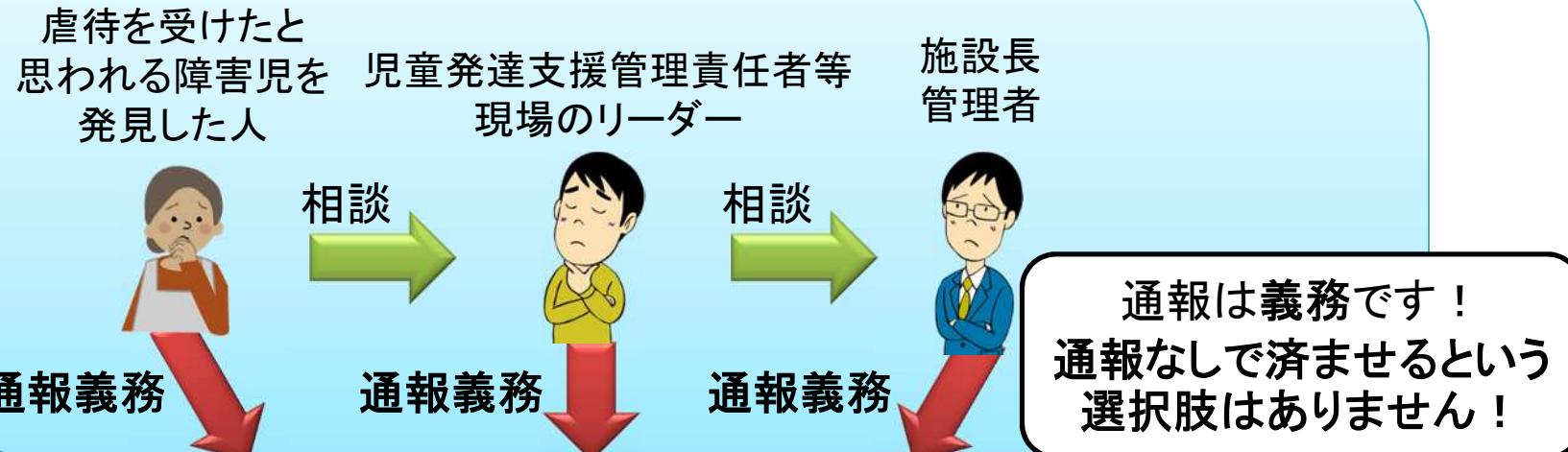
- 「虐待」を受けたと思われる障害児を発見した者の速やかな通報(通告)義務。(虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 虐待が起きた場合、疑われる場合の通報先など具体的な手順を定める。



早期発見の重要性

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはいけません。

施設・事業所



○障害者施設従事者による虐待

障害政策課（市役所本館4階）

TEL:042-707-7055 ／FAX:042-759-4395

:042-754-1111(市役所閉庁時:平日夜間及び休日)

○児童虐待、被措置児童等虐待

各区子育て支援センター、児童相談所、こども家庭課など

◆通報等による不利益取り扱いの禁止

虐待通報したことによって、職員等が刑法等の守秘義務規定違反に問われたり、解雇・降格・減給等の処分を受けることはありません。

※通報を受けた市町村職員等にも通報・届け出をした者を特定されるものを漏らしてはいけない義務があります

施設・事業所における虐待防止の徹底を

- 施設・事業所の**設置者(理事長等)・管理者(施設長等)**の障害者虐待防止**研修の受講**
- 施設・事業所に、**虐待防止委員会**(あるいは、それに代わる虐待防止の仕組み)の設置
- 各部署ごとに、**虐待防止マネジャー**(あるいは、現場のリーダーとして虐待防止に取り組む担当者)を配置
- **全職員**に対する施設・事業所内、あるいは外部で**虐待防止の研修の実施**
- 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」(いずれも厚労省作成)を参考に、**事業所に合った手引き等を作成**
 -

虐待防止等のための措置の一例

※「虐待防止委員会」等を設置することが目的ではありません。虐待防止に機能する仕組み・組織作りが必要なのです。

虐待防止委員会

委員長: 管理者
委 員: 虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員



虐待防止の一番の道は、 誠実な施設・事業所の運営と 支援の質の向上です。

障害者虐待を防止するためには、職員個人の「がんばり」に任せるのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設・事業所が組織として取り組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつかない誠実な施設・事業所の運営等です。

◎「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(施設・事業所従事者向けマニュアル)を必ず覗ください。

※以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000079704.pdf>
厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 >
障害者虐待防止法が施行されました > 通知・関連資料等

障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組

- 障害に関する理解啓発のためのキャッチフレーズ策定（H29.8）

共に生きる社会

◇目的 障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、広く市民に対して障害に関する理解啓発を進めていく

- キャッチフレーズをイメージしたラッピングバスの走行（H29.11～）

◇ラッピングバス

神奈川中央交通（株）橋本営業所原車庫管内（2台）

◇後部看板

神奈川中央交通（株）津久井営業所及び城山管内（4台）



- キャッチフレーズをイメージしたデザインの啓発グッズの作成及び配布（H29.12～）

◇クリアファイルバッグ

◇ポケットティッシュ

◇ポスター

◇マグネットシート



ヘルプマーク

- ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように東京都が作成したマーク

市内8ヶ所の窓口で配布中です！

- ・障害政策課
- ・緑障害福祉相談課
- ・中央障害福祉相談課
- ・南障害福祉相談課
- ・城山保健福祉課
- ・津久井保健福祉課
- ・相模湖保健福祉課
- ・藤野保健福祉課



マークを見かけたら、電車内で席をゆずるなど、思いやりのある行動をお願いします。

大雨による災害に備え早めの避難を！

近年、台風や集中豪雨による被害が全国的に発生しており、その被害の多くが災害時要援護者施設で発生しています。災害時には周囲の支援がないと、迅速な避難行動等をとることが困難である災害時要援護者に対する支援が課題となります。実災害時、避難等の開始の判断は各施設管理者であることから、正しい情報を入手し、早めの避難が重要となります。

施設の立地場所には、水害・土砂災害時にどんな危険性があるのかを知りましょう

ステップ1 事前の確認 (水害・土砂災害リスクの把握)



○水害リスクが把握できる情報

- ・洪水浸水想定区域・洪水ハザードマップ 等

○土砂災害リスクが把握できる情報

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害ハザードマップ 等

* 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、各種ハザードマップの内容は、神奈川県や市ホームページ等で確認することができます。

水害・土砂災害の発生の危険性を把握しましょう

ステップ2 災害時の確認 (避難情報・気象情報等の把握)

○気象情報等の把握

- ・降雨の情報・河川の水位情報 等

○避難情報の把握

- ・避難情報の種類・避難開始の目安 等

気象情報

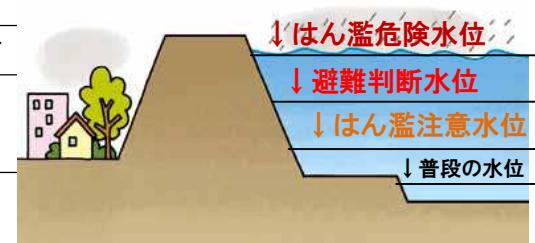
気象庁は、気象現象によって災害が起こる恐れがあるときに**注意報**を、重大な災害が起こるおそれがあるときに**警報**を発表しています。

大雨注意報	気象情報や外の様子に注意が必要です
大雨警報	危険な場所に近づかない、避難準備をするなどの対応が必要です
土砂災害警戒情報	土砂災害発生の危険性が高まっています。がけなどの近くに住んでいる人は避難が必要です
大雨特別警報	直ちに命を守る行動が必要です

水位情報

県と気象台は、水位観測所の水位に状況に応じて、水位の情報を発表します。

はん濫注意水位	出水時に災害が起こるおそれがある水位です
避難判断水位	河川のはん濫発生の危険性が高まっています
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずるはん濫が起こるおそれがある水位です



避難情報

市は、気象庁や県が発表する情報や被害の発生状況をもとに、**避難情報**を発令します。

危険性 高	避難情報	発令時の状況	市民等が取るべき行動
	避難準備・高齢者等避難開始(※1)	人的被害の発生する危険性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間を要する高齢者等やその支援者は避難を開始します。・通常の避難行動ができる人は、家族と連絡、非常持出品の用意等、避難の準備を始めます。
	避難勧告	人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none">・発令された地域の住民の方は、指定された避難場所等に避難を始めます。
	避難指示(緊急)	人的被害の発生する危険性が高まった状況、あるいは既に人的被害が発生した状況	<ul style="list-style-type: none">・避難中の方は、直ちに避難を完了してください。・まだ避難をしていない方は、直ちに避難をします。避難をすることが困難な場合は、屋内安全確保(※2)し、命を守る最低限の行動を取りましょう。

※1 平成28年台風10号による水害で、岩手市岩泉町の高齢者施設において「避難準備情報」の意味するところが伝わらず、適切な避難行動がとれなかったことを踏まえ、「避難準備情報」が、高齢者等の避難を開始する段階であることを明確にするため、**「避難準備・高齢者等避難開始」**に変更しました。(平成29年1月内閣府改訂)

※2 建物の2階以上で、がけや川から離れた部屋に避難するなど、命を守るための行動。垂直避難ともいいます。



突発的な集中豪雨では、市の避難に関する情報が間に合わない場合もあるため、危険を感じたときは、施設管理者は避難等の判断をする必要があります。避難の際は、警戒区域外の安全な場所(親戚・知人宅、自治会館、風水害時避難場所等)への避難する**「立ち退き避難」**が原則です。しかしながら、夜間や急な大雨のほか、施設の実情を踏まえ、屋外へ避難することがかえって危険なときは、**屋内安全確保**をすると命を守る最低限の行動をとることが重要です。

避難する判断ポイント

○大雨時には早めの避難

警戒区域内の施設は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発表されたときには、早めに近くの避難場所等の安全な場所に避難しましょう。

○暗くなる前に避難

避難が必要な状況が夜間や早朝の場合は、暗くなる前に避難することがより安全です。
特に高齢者等の災害時要援護者施設では、移動時間を考えて早めに行動しましょう。

○避難に関する情報が発令されたとき

避難情報はひばり放送、防災メール、一斉同報FAX等によって発信します。

* 避難に必要な情報の入手方法については、別紙をご覧ください。



お問い合わせ先

相模原市危機管理局 危機管理課 042(769)8208[各種ハザードマップに関すること]

緊急対策課 042(707)7044[避難行動・避難情報に関すること]

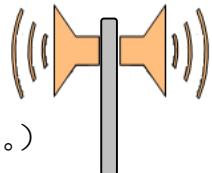
相模原市からのお知らせ

ひばり放送の内容の確認方法

ひばり放送でなんて言っていたの？

防災情報の内容は次の方法で確認できますので、ご利用ください。

(全国瞬時警報システム（Jアラート）によるひばり放送も確認できます。)

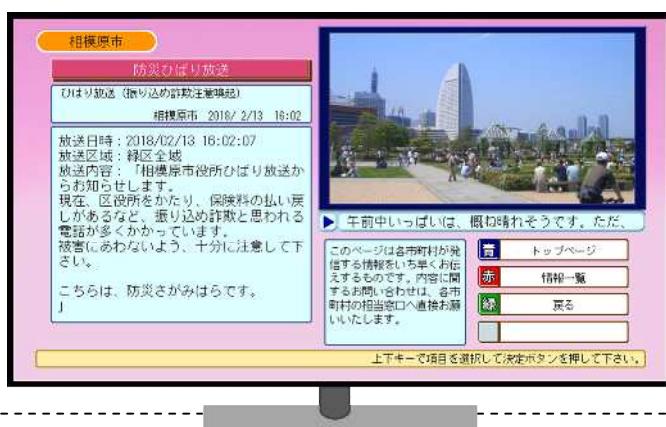


◆地デジ3ch『テレビ神奈川（t v k）データ放送』で確認！

<確認方法>

- ① テレビを3ch「テレビ神奈川（t v k）」にします。
- ② リモコンの **④ボタン** を押します。

過去の内容を確認する場合は、④ボタンを押した後、リモコンの**緑ボタン**を押し、画面右側の**防災ひばり放送**を選択します。



※リモコンによってボタンの位置が異なります。

◆電話で直近のひばり放送の内容を聞く（自動音声）

ひばり放送テレホンサービス 0180-994-839

※通話料金が発生します。一部のIP電話・携帯電話からはご利用できません。

◆市のホームページで内容を確認する

相模原市のホームページのトップページ画面から確認できます。

【その他、防災情報の取得方法】

防災アプリ「Yahoo!防災速報」 スマートフォン等で市の防災情報が確認できます。

FM HOT 839(エフエムさがみ) 災害時には避難情報などの緊急情報をお知らせします。
(FM ヨコハマでも緊急情報をお知らせします。)※災害時には、ひばり放送のほか、テレビやラジオ等でも最新の情報をご確認ください。

防災メールのご案内



(さがみはらメールマガジン「防災」)

相模原市では、ひばり放送の内容や気象警報、注意報などの防災情報を電子メールで配信するサービスを提供しています。自分自身やご家族の安全を守るためにも、登録をお願いします。



【防災メールの登録方法】※通信料は利用者の負担となります。

- ① 受付用アドレス（entry-sagamihara@bousai-mail.jp）に空メールを送信してください。

※迷惑メール防止設定をされている場合は、sagamihara@bousai-mail.jp を設定から解除してください。



受付用アドレス
QRコード

- ② 自動的に登録用のメールが返信されます。

- ③ 返信されたメールの本文に書いてあるリンク先のページを開きます。

※一部の携帯電話でリンク先のページを開くことができない場合があります。
リンク先のページが開けない場合は、相模原市緊急対策課(042-707-7044)にお問い合わせください。

- ④ 希望するメールの種類、配信地域等を設定して登録完了です。



情報の内容（設定により受信内容・地区を選択できます）

- 気象警報・注意報（相模原市域に発表された場合に自動配信）
- 竜巻注意情報（神奈川県に発表された場合に自動配信）
- 地震情報（相模原市域で地震が発生した場合に自動配信）
- 河川水位情報（水位が基準値を超えた場合に自動配信）
- 雨量情報（雨量が基準値を超えた場合に自動配信）
- 重要なお知らせ（災害による通行止めや広域的な停電情報等を配信）
- ひばり放送（ひばり放送でお知らせした内容を配信。全国瞬時警報システム（Jアラート）の内容も確認できます。）
- 安全・安心情報（地域の事件等を配信）

F N o . 5 · 0 · 5
平成 30 年 3 月 20 日

市内指定障害福祉サービス事業者 代表者 様

相模原市長 加 山 俊 夫
(公 印 省 略)

共生型サービス（介護保険サービス）に係る指定申請スケジュールについて（通知）

平素より、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法の一部改正に伴い創設される共生型サービス（共生型訪問介護、共生型通所介護、共生型地域密着型通所介護、共生型（介護予防）短期入所生活介護等）について、新規指定を希望する場合には、下記「1 申請スケジュール」をご確認のうえ、電話予約締切日までに高齢政策課指定・指導班（電話 042-707-7046）に書類受付日をご予約ください。

なお、申請書類は来庁（あじさい会館 4 階）しての受付となります（郵送不可）。

※既に介護サービスでの指定を受けている事業所は、共生型サービスの指定は不要です。

※平成 30 年 4 月又は 5 月に 65 歳以上になる障害福祉サービスの利用者について、65 歳以上になつても引き続き介護保険での共生型サービスでの提供を検討しており、下記申請スケジュールに間に合わない場合は、至急高齢政策課指定・指導班（電話 042-707-7046）にご相談ください。

1 申請スケジュール

（1）平成 30 年 5 月 1 日指定

電話予約締切日 平成 30 年 3 月 30 日（金）

書類受付期間 平成 30 年 4 月 2 日（月）～6 日（金）

※指定通知書は 4 月末に発送します。

（2）平成 30 年 6 月 1 日指定以降

「2 申請書類掲載場所」でご案内している申請書類の中の「指定申請の流れについて」に記載のとおりのスケジュールです。

2 申請書類掲載場所

【障害福祉情報サービスかながわ】→【書式ライブラリ】

→【4. 相模原市からのお知らせ】→【2. 新規指定申請様式等（障害福祉サービス事業等）】

又は【3. 新規指定申請様式等（障害児通所支援事業等）】

○障害福祉情報サービスかながわ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result.asp?topid=13

以 上

高齢政策課 指定・指導班
電 話 042-707-7046

『共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン』の策定について

1 計画の策定趣旨

障害者を取り巻く環境の変化に的確に対応し、共生社会の実現に向けて更なる取組を推進するため、基本的な施策の方向性を継承しつつ、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を見直し、「第3期相模原市障害者計画」を策定するとともに、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的に策定する。

2 計画の位置付けと期間

「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」は3つの法定計画から構成するものであり、各計画の位置付けは以下のとおり。

(1) 第3期相模原市障害者計画（平成30年度から平成35年度まで）

障害者基本法に基づく市町村障害者計画

(2) 第5期相模原市障害福祉計画（平成30年度から平成32年度まで）

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画

(3) 第1期相模原市障害児福祉計画（平成30年度から平成32年度まで）

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画

3 計画の主な内容

(1) 目標

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる「共にささえあい 生きる社会」の実現

(2) 基本理念

共生社会の推進、障害を理由とした差別の解消、障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保、障害特性等に配慮した支援

(3) 重点的な取組事項

ア 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

イ 重度の障害のある人の地域生活の支援

ウ 福祉人材の確保とサービスの質の向上

エ 障害のある児童への一貫した支援

オ 障害のある人の就労環境の充実

(4) 分野別施策の基本的方向

分野ごとの障害者施策の基本的な方向

※ 施策の分野は、「理解し尊重する」「暮らす」「学ぶ」「働く」「活動する」の5つの生活場面を基本に分類

(5) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等

平成32年度の成果目標、障害福祉サービス等の見込量、サービス提供体制の確保のための方策

精神科救急医療情報窓口

(神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市協調)

電話：045-261-7070

※夜間、休日及び深夜に精神疾患の急激な発症や悪化により、
緊急に精神科医療機関に受診が必要と思われる方からの
相談に応じるとともに、必要に応じて精神科医療機関を紹
介します。

<受付時間>

- 土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始（午前 8 時半から
翌日午前 8 時半）
- 平日（月～金曜日午後 5 時から翌日午前 8 時半）
- 翌日が平日の場合は、いずれも翌日午前 8 時までの受付

※状況によっては、紹介に至らない場合がありますので、
御了承下さい。

担当：相模原市役所 精神保健福祉課

電話：042-769-9813

出前講座で

消費生活講師を派遣します！

「最近化粧品やエステの勧誘が多いんだけど、ついていってもいいの？」
 「クレジットカードを利用したいけど、何に気をつけたらいいのかな？」
 「スマホでサイトにアクセスしたら高い金額を請求されたけど、払わなければいけないの？」
 そんなときは消費生活に関する出前講座をぜひご利用ください！
 皆さんの気になる情報や知識を、市の消費生活相談員がお話しします！

【講師派遣の手続き】

- ◆ 講座時間は2時間程度で、講師料は無料です。
- ◆ 原則10名以上の団体でお申込みください。



派遣の流れ

相模原市消費生活総合センターへ「相模原市消費生活相談員講師派遣申請書」をご提出ください。(FAX、郵送、電子メール可。申込書が手元にない方は、当センターへご連絡ください。市ホームページにも掲載されています。)

※市ホームページ→暮らしの安全→消費生活→講師派遣します

- ① 消費生活総合センターから日程・内容の確認をさせていただいた後、「講師派遣決定通知書」を送付いたします。



- ② 講座内容の詳細については、講師と直接打ち合わせをしてください。



- ③ 事前に講座で使用する資料等を郵送します。また、講座のレジメについても、原稿を事前に送付しますので、講座当日に必要な部数を各自ご準備ください。



- ④ 講座開催（参加者へのアンケートにつきまして、ご協力お願ひいたします。）

●お申し込み、お問い合わせは **相模原市消費生活総合センター**

〒252-0143 相模原市中央区相模原1-1-3 シティ・プラザさがみはら内
 電話 042-776-2598 FAX 042-776-2814



～講座のテーマについては、裏面をご覧ください。～

■消費生活出前講座一覧（例）■

項目	講 座 名	講 座 内 容
1 惡質商法	あなたを狙う悪質商法 ～こんな商法にご用心 高齢者編～	高齢者向けに、振り込め詐欺・訪問販売・次々販売・住宅リフォームなど、消費者相談などから適時な話題を取り上げてお話しします。
2 惡質商法	あなたを狙う悪質商法 ～こんな商法にご用心 見守り編～	地域の見守りの視点から、消費者被害の未然防止や自立した消費者になるための機会を提供します。
3 惡質商法	なんたってサイト被害！ ～不当請求・架空請求にご用心～	パソコンや携帯電話の利用から思わぬうちに巻き込まれてしまうトラブルについて説明します。
4 契約	暮らしの中の契約 ～トラブルに巻き込まれないために～	サイドビジネスやインターネット通販のトラブル事例、クレジットやキャッシングの基礎知識など、暮らしの中における契約についてわかりやすく説明します。
5 契約	“契約”について考えよう！ ～身近に潜む契約トラブル 学生編～	高校生・大学生向けに“契約”についての基礎知識を説明します。具体的なトラブル事例をもとに、被害にあわないための消費者力を身につけましょう。
6 契約	中学生のための、お金のルールとトラブルの話	中学生に必要な“契約”的知識を、学生に多い携帯電話やネットのトラブル等を取り上げて説明します。
7 契約	子どもの世界も危険がいっぱい?! ～大人も知っておくべき子どもの契約トラブル～	保護者や児童委員など子どもに関わる大人を対象に、子どもの年齢に応じた陥りやすい契約トラブルの事例や被害防止策を学びます。
8 契約	カード社会の落とし穴 ～多重債務に陥らないために～	キャッシング社会の便利さと落とし穴を取り上げ、カードとの付き合い方を考えます。
9 通信販売	広告は信用できますか？ ～通販トラブル事例から～	ネットショッピングのトラブルが増加している現状と、通販を利用するときの注意点を説明します。
10 クリーニング	聞いておこう！クリーニング ～上手な利用の仕方～	実際にあった事例を取り上げ、トラブルの未然防止や解決法、利用方法の基本を伝授します。
11 健康食品	わかっているようで、わからない 「健康食品」 ～ほんとに効果があるの？～	健康食品の選び方や利用するときの注意点、消費者被害などについて説明します。
12 食品表示	食品表示の理解とチェック	消費者として、食品を選ぶ時に、表示を見て比べることの大切さを学びます。
13 食育	いま、なぜ食育？ ～大切にしたい食生活～	食生活の大切さと消費者として身近に取り組めることを考えます。また、子育て世代向けに子どもの健全な成長のための“食”的選び方などお話しできます。
14 計量	計量のはなし	はかり、商品の内容量、計量単位を中心に、計量の基礎知識についてお話しします。



他にも、小学生向けに「お金の使い方」を考える講座や、教員向けに「消費者力が身につく伝え方」などの内容で講師を派遣することもできます。

消費者トラブル等の内容での講座をご希望される方は、ご相談に応じますので、事前に消費生活総合センターまでお電話ください。



事務担当：消費生活総合センター
TEL：042-776-2598

年 月 日

相模原市消費生活相談員講師派遣申請書

相模原市長 あて

団体名			
代表者名		担当者名	
団体所在地	相模原市		
TEL		FAX	
Eメールアドレス			

次のとおり消費生活講座を実施しますので、講師の派遣を申請します。

希望日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分～ 時 分		
場所			
希望 講座番号		集会の名称	
希望 講座内容			
講座参加 対象者			参加 人 数
備考	(参加費 有料 / 無料 ※○をつけてください)		

申請書の送付先： 消費生活総合センター FAX 042-776-2814
(〒252-0231 相模原市中央区相模原1-1-3 シティ・プラザさがみはら)

市街化調整区域における社会福祉施設の立地について

◆市街化調整区域について

市街化調整区域では建築物の建築が制限されています。このため、都市計画法に定める基準に適合した建築物しか建築することができません。

◆社会福祉施設の立地について

相模原市では、都市計画法第34条第14号に基づき、市街化調整区域において社会福祉施設を特例的に立地できる場合の基準（立地基準）を定めています。なお、下記の立地基準に該当し、開発行為等の許可を受ける場合は、事前に相模原市開発審査会の承認が必要となります。

＜都市計画法第34条第14号 立地基準＞

相模原市開発審査会提案基準3.1 「社会福祉施設の建築行為等に係る特例措置」

【主な内容】

- 申請者（設置運営主体）は、社会福祉法人等であること。
- 申請地は、原則自己所有地（借地の場合は、事業用定期借地権設定契約等による）であること。
- 立地できる施設の種類は、下記のとおり。（主なもの）
 - 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 ○乳児院、児童養護施設、障害児入所施設 等 ○障害者支援施設
 - 障害児通所支援事業を行う施設、放課後児童健全育成事業を行う施設、児童発達支援センター、保育所 等
 - 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所）を行う施設
 - 共同生活援助事業を行う施設（障害児通所支援事業を行う施設又は障害福祉サービス事業（共同生活援助事業を除く）を行う施設との合築による複合施設）
- 施設の建設費等について、市補助金等が受けられること。
- 施設の排水について、下水道に接続できること。
- 施設の立地により、相模原市都市計画マスターplanの土地利用方針に支障を及ぼさないこと。
（「農林業を振興する地区」等の自然的土地利用を図るべき地域での施設の計画はできません）
- 施設を立地する必要性について、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。
 - （ア）近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
 - （イ）当該施設を利用する者の安全等を確保するため、立地場所に配慮する必要がある場合
 - （ウ）当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合
など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- 周辺の市街化を促進するおそれがないと認められる状況、市街化調整区域における立地の必要性、本市の関連計画等との適合性等について、申請者と福祉担当部局との間で十分な調整が取れていること。

※この他相模原市開発事業基準条例等に定める技術基準等に適合する必要があります

※市街化調整区域における立地の必要性等についての判断は、福祉担当部局が担当します。
立地に関する最初のご相談は、施設を所管する福祉担当部局へお願いします。

◆立地基準（社会福祉施設の建築行為等に係る特例措置）の詳細は、市ホームページをご覧ください。

URL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/machitsukuri/kaihatsu/kyokaseido/index.html>

※立地基準の内容に関するお問合せは、開発調整課までお願いします。

相模原市都市建設局まちづくり計画部開発調整課 電話（直通）042-769-8250

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さんへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

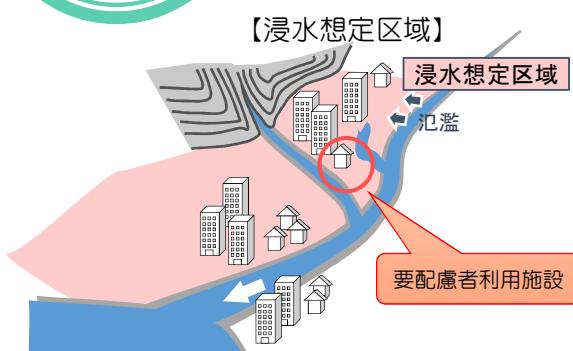
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

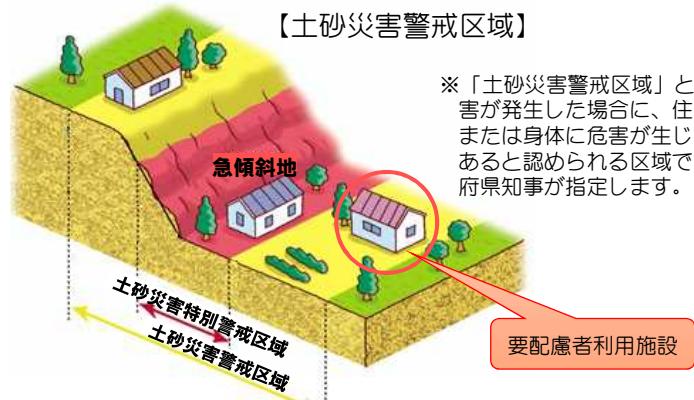
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えれば

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (社会福祉施設) | (医療施設) |
| ・老人福祉施設 | ・児童福祉施設 |
| ・有料老人ホーム | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 |
| ・身体障害者社会参加支援施設 | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |
| ・障害者支援施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設 |
| ・地域活動支援センター | ・一時預かり事業の用に供する施設 |
| ・福祉ホーム | ・児童相談所 |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | ・母子・父子福祉施設 |
| ・保護施設 | ・母子健康包括支援センター 等 |

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

● 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

● 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。

● 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関するご質問

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関するご質問

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

(H29.6.19)